

子母発0805第1号
令和2年8月5日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（ 公 印 省 略 ）

産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドラインの改定について

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段のご配慮を賜り深く感謝申し上げます。

産前・産後サポート事業及び産後ケア事業については、平成26年度に妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として開始され、その後平成27年度より本格実施がなされているところです。

令和元年12月6日に公布された母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号。以下「改正法」という。）において、出産後1年を超えない女子及び乳児に対する産後ケア事業の実施が市町村（特別区を含む。以下同じ。）の努力義務として法定化され、「母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第149号）」とともに、令和3年4月1日に施行されます。

今般、改正法の施行にあわせ、産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドラインについて改定を行うこととし、パブリックコメント等の手続きを経た上で、別添のとおり、とりまとめましたので、周知いたします。

貴部（局）におかれては、当該ガイドラインについて、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の推進並びに効率的・効果的な運営のため、適宜参考としていただくようお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に周知いただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として発出するものであることを申し添えます。